

### <路外駐車場の届出について>

路外駐車場（道路の路面外に設置される（又は設置されていたもので変更する場合は）自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。従って、料金が月ぎめのみの駐車場のようにより特定の利用者のための駐車場は該当しない。）のうち

（1）都市計画区域内で

（2）自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で（車路、設備、管理施設、附帯業務のための施設は含まない。）

（3）駐車料金を徴収するもの。

を設置する者は、あらかじめ当該町長に届け出てください。

○ 設置の届出は路外駐車場設置（変更）届出書および添付図面をもって行ってください。

（別記様式1、正本・副本各1部）

○ 路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめ路外駐車場管理規程を定めて当該届出書により当該町長に届出てください。

（別記様式2、正本・副本各1部）

## 第6 事務処理の流れ

駐車場法に基づく路外駐車場の設置・変更等の届出事務のフロー

